

仕 様 書

件 名 : 周南緑地樹木等維持管理業務委託

履 行 場 所 : 周南市周南緑地(西緑地)内

業 務 の 内 容 : 別添「特記仕様書」のとおり

履 行 期 間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日

特記仕様書

1

特記事項	
周南緑地樹木等維持管理業務委託	
委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日	
第1章 施工条件	
[1] 総則	
1. この特記仕様書は、市が管理する周南緑地樹木等維持管理業務委託に適用する。	
2. この特記仕様書による他、一般的事項については山口県業務委託共通仕様書「共通編」、周南市契約事務規則、周南市工事執行規則に準拠して行う。	
3. この業務の管理及び検査はこの特記仕様書、及び協議により定める他	
・山口県土木工事施工管理基準	
・山口県土木工事検査技術基準	
・山口県土木工事共通仕様書「共通編・道路編（道路維持）・公園編」	
・山口県土木工事施工管理基準「写真管理基準」	
・日本住宅公団監修「監督必携・第IV編（造園工事）」	
に準拠して行う。	
4. この業務は、年間をとおして緑地植栽の良好な維持管理を行うことを目的とする。	
[2] 契約	
1. 本業務の契約は、周南市契約事務規則及び周南市の示す業務委託契約書式のとおりとする。	
2. 部分払いは、7月、10月、翌年1月、4月の4回とする。	
[3] 業務計画・工程	
1. 受託者は本業務の実施にあたり、業務計画書を契約締結後7日以内に提出し、委託者の承認を得ること。	
2. 受託者は業務を実施するため、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。	
3. 受託者は、作業実施にあたり、剪定時期等適期を逸しないよう留意すること。	
4. 薬剤散布作業については、作業前日に直接電話等で作業計画を連絡し、指示を受けること。	
[4] 報告書	
1. 予定表（週間・月間）	
受託者は次週の週間作業予定表を毎週提出すること。又、翌月の月間作業予定表を月末までに毎月提出すること。	
2. 報告書	
受託者は、作業日報（出面表添付）を作成し、作業写真と巡視月報についても報告書として提出すること。	
3. 報告書は、原則翌月の5日までに提出し、委託者の検査を受けること。	

特記仕様書

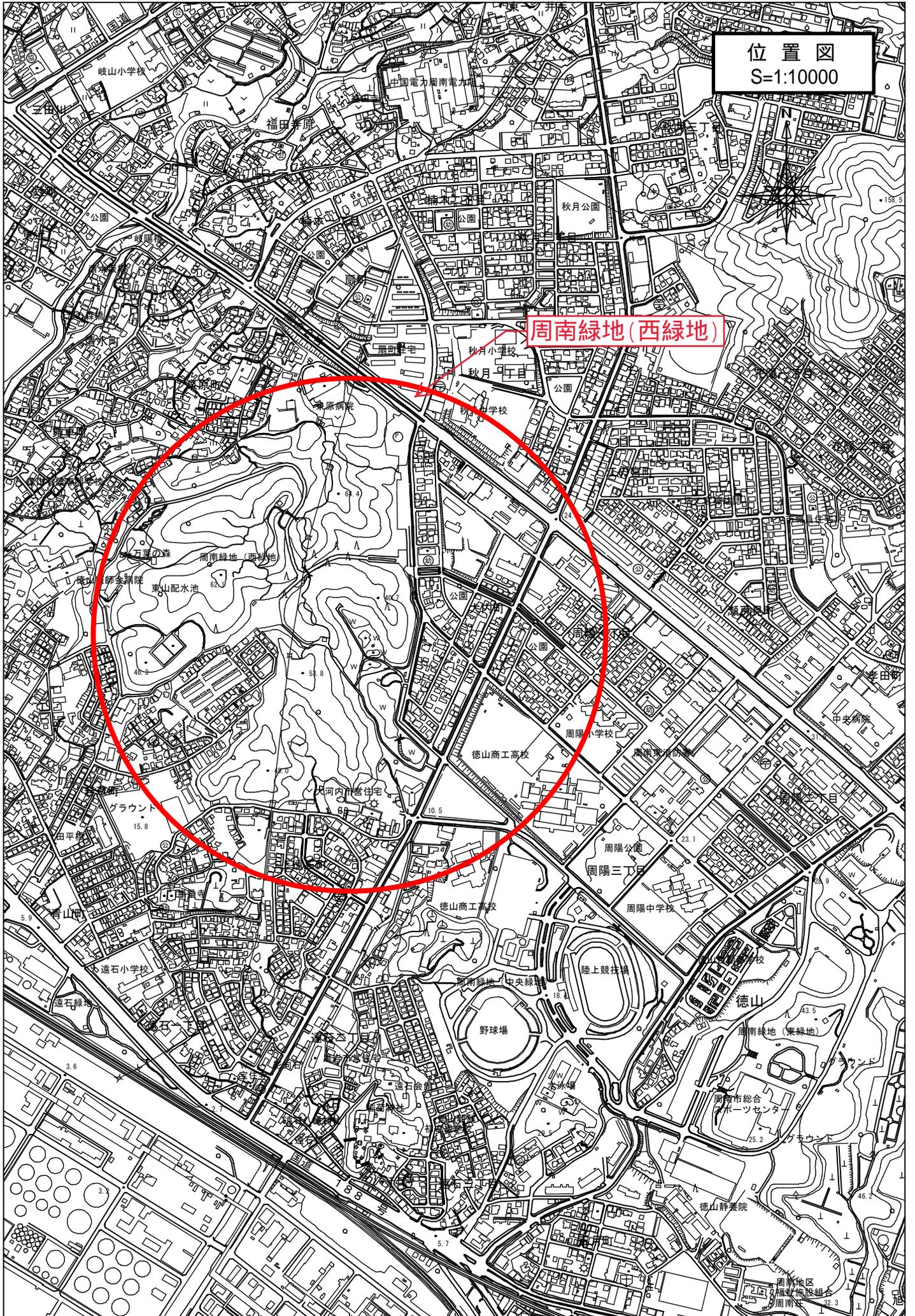
特記事項
第2章 施工
[1] 剪定
1. 剪定は樹木的美観、機能の維持、形状寸法の調整等を目的として、管理計画で定めた仕立て方式に基づいて、目的に応じた適切な時期及び手法を選んで行う。
2. 高木は、自然樹形仕立てを原則とし、整姿を目的とした剪定を適宜行うことにより自然樹形の維持を図る。ただし、樹木の種類、植栽場所により自然相似樹形又は人工樹形仕立てとする場合は、定期的な剪定により目的とする樹形の維持を図ることとする。
3. 中、低木の刈り込みの場合は、定期的な剪定により所定の形状の維持を図ること。
4. 花木等にあつては、開花を阻害しないように花芽形成期前に行うこと。
5. 高中木の剪定枝等はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積し、低木剪定枝等は、一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[2] 病虫害防除
1. 薬剤防除については監督職員に届け出を行い、必ず承認をうけること。
2. 見回り監視に注意し早期発見に努め、薬剤防除は出来るだけ避けること。また、散布に当たっても出来るだけ最小限に留めること。
3. 使用した場合は、薬剤の種類、使用量、使用した箇所について、報告書に記載すること。
4. 薬剤の飛散による公害対策には特に注意すること。
[3] 除草
1. 計画的に除草及び芝刈をするとともに、自生した樹木は適時刈り払うこと。
2. 低木、花壇内等の除草に際しては、植物に損傷を与えぬように注意すること。
3. 取り除いた草木を集積する場合は、施設に支障とならない箇所に集積し適切に撤去すること。
4. 草等は、一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[4] 施肥
1. 施肥量は、基準量をむらのないよう施すこと。なお、高木等の穴を掘り施肥する場合は、深さを0.2～0.3mとし、バラマキは肥料を根のまわりにまき、耕耘する。
2. 施肥場所は、あらかじめ除草し、樹木に栄養がいくようにすること。また必要に応じ水鉢をつくること。
[5] 灌水
1. 夏期渇水期に灌水の必要がある場合、速やかに監督職員に連絡し指示をあおぐこと。
2. 灌水に先駆けて水鉢を造り、植栽地全面に行きわたるよう均一に散水すること。
3. まだ活着の不十分な樹木、及び地覆植物については灌水を行うこと。

特記仕様書

特記事項
[6] 枯損木・支障木処理（伐採）
1. 枯損木・支障木処理は、立ち枯れ等により回復の見込みのない植栽の除去及び通行支障木の除去を行う。
2. 枯損木・支障木は原則、切株が通行の支障とならない位置で切断を行うが、やむを得ず切株が残る場合は、監督職員と協議し行うこと。
3. 枯損木・支障木はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積すること。
[7] 除草・低木剪定処分費
1. 除草・低木剪定処分費は、除草・低木剪定で発生した草葉及び小枝の処分費用である。
2. 回収した草等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[8] 巡視
1. 毎月1回（年間計12回）以上巡視を行い、樹木状況を観察し毎月委託者に作業報告書を提出すること。
2. 台風、大雨の後は適時、巡視を行ないその状況を電話等で報告し、指示を受けること。
3. 巡視時に発見した、利用に支障となるひこばえ、不要な支柱、枯れ枝、小規模な病虫害駆除等は適切な作業を行い対応すること。
4. 年間をとおして良好な修景が保たれるよう努めること。
5. 緑地植栽管理の巡視は、植栽の健全な育成、機能維持向上、利用者の安全及び快適性の確保を基本に行うこと。
第3章 管理
管理業務（作業）の出来高は、写真で管理する。
[提出書類]
○契約後7日以内
・業務計画書
①業務内容 ②実施方針 ③業務実施工程 ④業務実施組織計画 ⑤打ち合わせ計画
⑥連絡体制（緊急時含む） ⑦検査基準 ⑧その他必要項
○毎週
・週間作業予定表
○毎月
・月間作業予定表
・報告書
①作業日報（出面表添付） ②作業写真
③巡視報告書（植栽状況）

位置図
S=1:10000

周南緑地(西緑地)



内訳表

内 容	数量	単位	単価	金額	備考
高木剪定Ⅰ	11	本			※1 運搬含むL=10km
低木剪定Ⅰ(生垣刈込)	1,000	m			一般廃棄物処分場への運搬含む
低木剪定Ⅱ(寄植剪定)	5,250	m ²			一般廃棄物処分場への運搬含む
低木剪定Ⅲ(生垣刈込)	300	m			一般廃棄物処分場への運搬含む
草地除草	32,610	m ²			一般廃棄物処分場への運搬含む
病虫害防除(駆除)	60	L			
枯損木処理(間伐)	12	本			※1 運搬含むL=10km
池内除草	940	m ²			一般廃棄物処分場への運搬含む
施肥Ⅰ	380	m ²			
施肥Ⅱ	380	m ²			
株分け	380	m ²			一般廃棄物処分場への運搬含む
公園除草工(人力除草)	600	m ²			一般廃棄物処分場への運搬含む
処分費	42	t			※2
巡視	12	回			※3
小計					
諸経費	1	式			
業務価格					(1000円切り)
消費税及び地方消費税額					10%
業務費					

作業日程表・数量表

業務名: 周南緑地樹木等維持管理業務委託

業務実施項目	作業実施日程／月													業務実施内容	数量及び根拠
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
樹木剪定工														仕立物(クロマツ)・大径木について、必要に応じて指示するものの仕立て及び整姿剪定を行う。 生垣類(ヒラカンサ・カツバキ等)の刈り込み剪定を行う。 寄植低木(ツツジ・アヘリア・シャリンバイ等)の刈り込み剪定を行う。 生垣類(ウメガシ・ネスミモチ・サンゴジュ等)の刈り込み剪定を行う。	11 本 1,000 m 5,250 m ² 300 m
高木剪定 I				—											
低木剪定 I			—						—						
低木剪定 II			—						—						
低木剪定 III			—						—						
園内除草工													公園内の美観及び安全性を維持するため除草作業及び清掃(3回程度)を行う。	32,610 m ²	
草地除草		—			—				—						
その他植栽管理工													全樹木について病虫害発生時に駆除剤散布を実施する。 全樹木について、安全確保のため枯損木及び倒木を伐採処理する。	60 L 12 本	
病虫害防除(駆除)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
枯損木処理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
大賀ハス管理工													大賀ハス植栽部分及び周囲の池部分の人力除草を行い、美観を保つと共に、大賀ハスの育成を図る。	大賀ハス面積(2回) 380m ² ×0.5×2回 380m ² 周辺池面積(2回) 280m ² ×2回 380m ² 合計 940 m ²	
池内除草	—					—									
施肥 I		—													
施肥 II						—									
株分け												—	1月から2月に大賀ハスの株分けを行う。	大賀ハス面積(1回) 380m ² ×1回 380m ²	
万葉の森管理工													万葉の森園路を見苦しくなく、利用者が快適となるよう除草を行う。	万葉の森面積(1回) 300m×2m×1回 600 m ²	
園路人力除草					—										

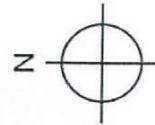
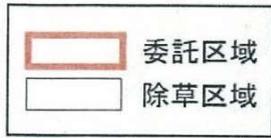
※ 上表以外に、月1回以上の巡視を行い、樹木及びその他植栽類の異常等がないかどうか等を確認し、報告すること。

※ 上表は、あくまで一般的な作業日程であり、必要に応じて委託者と受託者の協議により変更できるものとする。

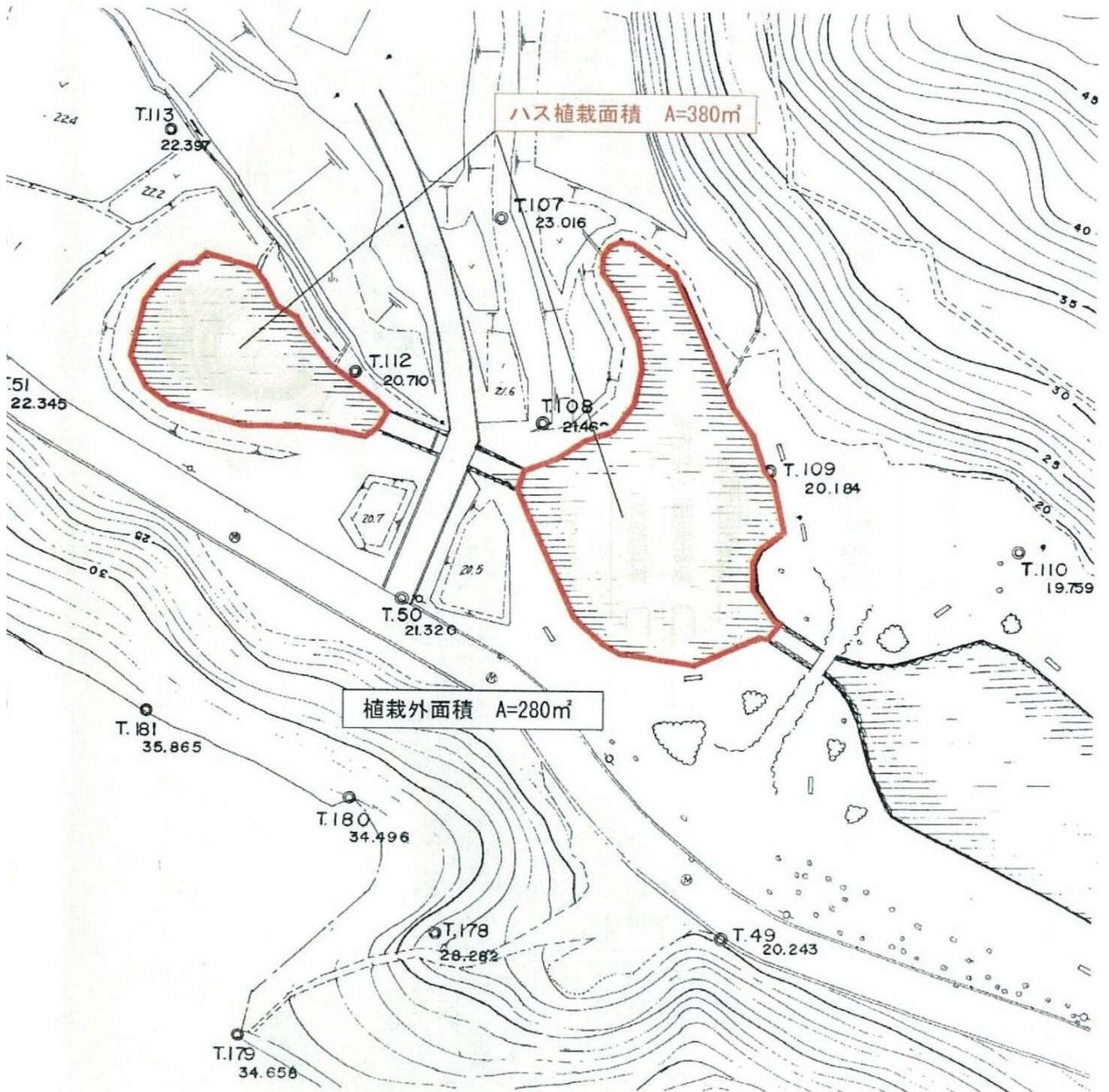
周南緑地樹木等維持管理業務委託 業務実施範囲図

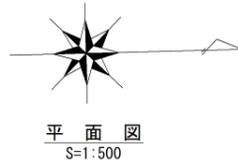


西緑地大賀ハス池 平面図



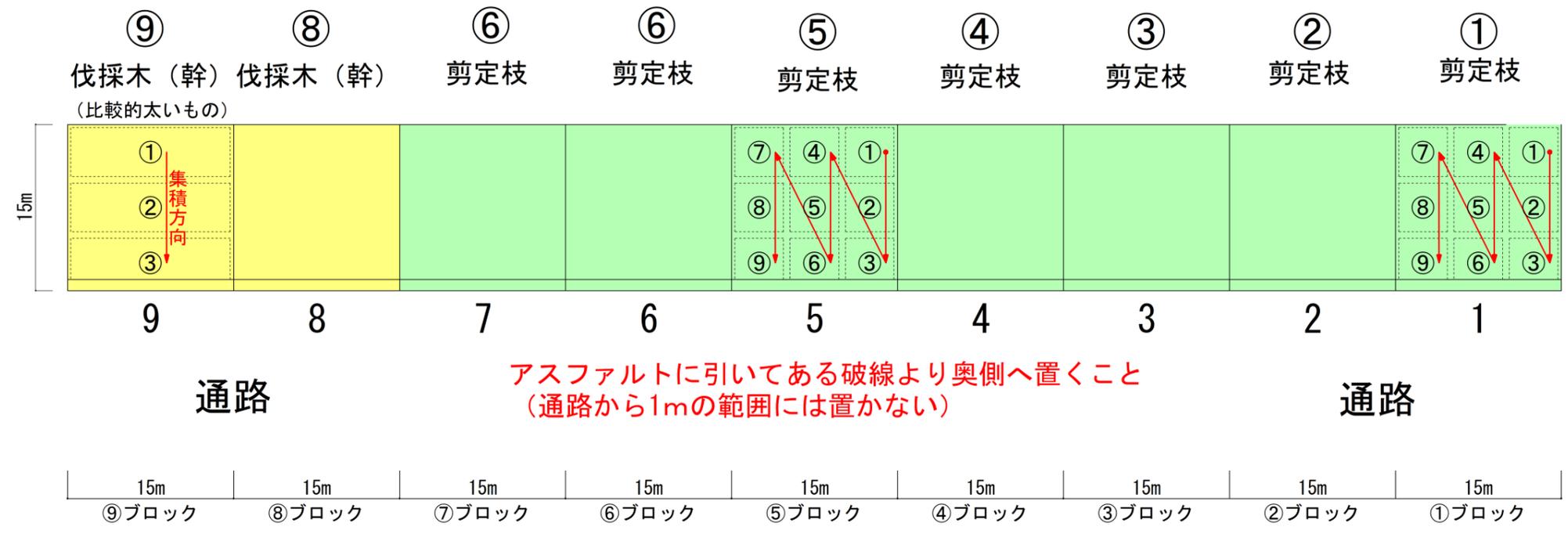
※縮尺S=1:2,500





剪定枝は指示されたブロックへ搬入して下さい
 搬入するブロックが不明な場合は、確認して下さい
 平日8:30~17:15 公園花とみどり課 0834-22-8402
 土日祝日夜間に対応しておりませんので、
 事前に確認しておいて下さい

搬入された伐採木・剪定枝の置き方



伐採木・剪定枝 集積場所

